

移動支援事業の支給基準ガイドライン

もくじ

1. 移動支援の概要	1
2. 事業の目的・内容	2
3. 対象者	2
4. 実施方法・内容	4
5. 移動支援事業における支給量の基準（上限）設定	5
6. 利用者の負担	6
7. 移動支援事業の対象となる外出の範囲	7
8. 移動支援事業の外出目的として認められないもの	8
9. 社会通念上、移動支援事業を適用することが適当でない外出	9
10. 移動支援事業の外出目的として例外に認めるもの	9
11. 児童における移動支援事業の考え方	10
12. 身体介護を伴う・身体介護を伴わないの判断基準	11
13. 事例の判定 Q&A	12

平成27年 7月

伊丹市 障害福祉課
子育て支援課

1. 移動支援の概要

単独では外出が困難な障がい児（者）が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出をする際に、ガイドヘルパーを派遣して、外出時に必要となる移動の介助及び外出に伴って必要となる身の回りの介護を行います。

2. 事業の目的・内容

移動支援事業を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出が円滑にできるよう、移動を支援します。

具体的には、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出をする際での、外出時における移動の介助、外出時の移動の介護等外出時の付き添いとします。なお、この事業は1日の範囲内で用務を終えるものとしします。

3. 対象者

障がい児（者）であって外出等に支援が必要と市長が認めた人。

身体障がい者

屋外での移動に著しい制限のある全身性障がい者であって、移動支援事業の便宜を必要とする人。ただし、重度訪問介護の支給決定をされた場合を除きます。視覚障がい者は同行視覚の支給決定を行います。

○次の3つの要件に該当する人。

①屋外での移動に著しい制限がある「全身性障がい者（注釈①）」で、移動に全般的または部分的な支援を必要とする人。

②「社会生活上必要不可欠な外出（注釈②）」及び「社会参加のための外出（注釈③）」の支援が必要と認められる人。

③適切な介護者を得ることができない場合。

<注釈>

①「全身性障がい者」とは、身体障害者手帳の肢体障害程度が1級に該当する人であって、両上肢及び両下肢の機能障害を有する人、又はこれに準ずる者で、立位保持をして歩行が困難であるため屋外移動について車いすを必要とする人。

②「社会生活上必要不可欠な外出」とは、市役所等公共機関での手続き、生活必需品（食料の購入を除く。）の購入などの外出とし、長期（1週間程度以上）にわたる通勤・通学及び営業活動等の経済活動に係る外出を除きます。

③「社会参加のための外出」とは、福祉センター等の公共機関、スポーツ・文化施設、公園などの外出とし、社会通念上適当でない外出を除くものとします。

※同行視覚とは、障害福祉サービス（介護給付）で「視覚障害により移動に著しい困難を有する」人に支給決定されます。障害支援区分が2以上で「歩行」「移動」「排泄」「排便」のいずれか一つが「できる」以外と認定されれば「身体介護を伴う場合」となります。

知的障がい者

知的障がい者であって、移動支援事業の便宜を必要とする人。ただし、行動援護又は重度訪問介護の支給決定をされた場合を除きます。

○次の3つの要件に該当する人

- ① 屋外での移動に全面的または部分的な支援を必要とする人。
- ② 「社会生活上必要不可欠な外出」及び「社会参加のための外出」の支援が必要と認められる人。
- ③ 適切な介護者を得ることができない場合。

※行動援護とは、障害福祉サービス（介護給付）で「知的障害により行動上著しい困難がある」人に支給決定されます。

精神障がい者

精神障がい者であって、一人での外出が困難（漠然とした不安がある、妄想がある、交通や公共機関等の利用に係る各種手続きを一人で行うのが困難など）であり、移動支援事業の便宜を必要とする人。ただし、行動援護又は重度訪問介護の支給決定をされた場合を除きます。

○次の3つの要件に該当する人。

- ① 屋外での移動（交通や公共機関の利用等の移動）に全面的または部分的な支援を必要とする人。
- ② 「社会生活上必要不可欠な外出」及び「社会参加のための外出」の支援が必要と認められる人。
- ③ 適切な介護者を得ることができない場合。

障がい児童

屋外での移動に著しい制限のある脳性まひ等全身性障がい児及び知的障がい児であって、保護者が付き添うことができない場合に、移動支援事業の便宜を必要とする児童。ただし、行動援護又は重度訪問介護の支給決定をされた場合を除きます。

○次の3つの要件に該当する児童。

- ① 屋外での移動に著しい制限がある「全身性障がい児（注釈①）」及び「知的障がい児（注釈②）」で、屋外での移動に全面的または部分的な支援を必要とする児童
- ② 「社会生活上必要不可欠な外出（注釈③）」及び「社会参加のための外出（注釈④）」の支援が必要と認められる児童で就学前児童は除きます。
- ③ 保護者が付き添うことができない場合とします。

<注釈>

① 「全身性障がい児」とは、身体障害者手帳の肢体障害程度が1級に該当する児童であって、両上肢及び両下肢の機能障害を有する児童、又はこれに準ずる児童で、立位保持をして歩行が困難であるため屋外移動について草いすを必要とする児童。

② 「知的障がい児」とは、療育手帳の交付を受けている児童とします。

③ 「社会生活上必要不可欠な外出」とは、訓練・療育相談のための外出などとなります。詳

しくは、「10. 児童における移動支援事業の考え方」を参考にして下さい。

④ 「社会参加のための外出」とは、福祉センター等の公共機関、スポーツ・文化施設、公園、遊園地などの外出とし、社会通念上適当でない外出を除くものとします。

※居宅介護・短期入所は、5領域11項目の調査実施後に支給の要否及び支給量を決定します。

※行動援護は、申請があった場合、12項目の調査を行い10点以上が対象とします。

※重度障害者等包括支援（概ね15歳以上）は80項目の調査を行い審査会の意見を聞きます。

※重度訪問介護は15歳以上で子ども家庭センターが利用を必要と認め、伊丹市長に通知した場合、80項目の調査を行い審査会の意見により支給要否を決定します。

○対象者（移動支援事業を中心とした他の訪問系サービスとの関係）

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
移動支援事業							
居宅介護							
同行援護							
行動援護							
重度訪問介護							
重度障害者等包括支援							

※介護給付（行動援護・重度訪問介護・重度障害者等包括支援）の対象者は、介護と移動支援を一体的に提供する必要があります。詳しくは窓口でお問合せ下さい。

○児童の場合

	区分1・区分2・区分3	区分4	区分5	区分6
移動支援事業				
日中一時支援事業				
居宅介護				
同行援護				
行動援護				
重度訪問介護				
重度障害者等包括支援				

※児童の場合は通常、審査会による障害支援区分の認定は行わないので区分1＝軽度、区分2＝中度、区分3＝重度となります。

4. 実施方法・内容

移動支援を必要とする障がい者（児）の申請により、事業者との契約により要請があれば必要に応じて向くというサービスです。

・個別支援型

個別の支援が必要な場合のマンツーマンでの支援です。

・グループ支援型

屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援です。イメージとしては、複数の知的障がい者が連れ立って映画を見に行く時に外出介護員（ヘルパー）が付き添って一緒に出かけるといったもので、複数の利用者による一人の外出介護員という支援とします。

事業者は、外出介護員1人を基準として2人以上への支援とします。

・公的機関の諸手続き、事務手続きの支援、余暇・趣味（美術館、映画館、遊園地等）、当事者活動、友人・親戚等の自宅訪問、買物等への道案内、外出先での身体介護、安全確保、病院等の待合室で順番を待つための支援などです。また、知的障がい者の場合では散歩の付き添いや、一緒に遊ぶ等の支援も可能です。

・移動の方法は原則として、徒歩又は公共交通機関（バス・電車・タクシー）等を利用するものです。

・介護人が車を運転している場合は、障がい者を介護することはできないので、その間は移動支援事業として認められません。

・日常生活において身体介護が必要なものであって、移動支援のサービス提供時にも当然に身体介護を提供することが想定されるか否かにより、身体介護を伴う・伴わないの判断をします。身体介護を伴う・伴わないの判断基準は11ページに記載しています。

5. 移動支援事業における支給量の基準（上限）設定

＜日中活動系サービス非利用者（自宅等）の場合＞

	非該当 (要支援)	日中活動系サービス非利用者（自宅等）					
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
身体(全身体)	10時間	10時間	10時間	50時間	50時間	50時間	50時間
知的障がい者	5時間	20時間	20時間	30時間	30時間	30時間	30時間
精神障がい者	20時間	20時間	20時間	30時間	30時間	30時間	30時間

＜日中活動系サービス利用者の場合＞

	非該当 (要支援)	日中活動系サービス利用者					
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
身体(全身体)	10時間	10時間	10時間	30時間	30時間	40時間	40時間
知的障がい者	5時間	20時間	20時間	20時間	20時間	20時間	20時間
精神障がい者	20時間	20時間	20時間	20時間	20時間	20時間	20時間

※日中活動系サービスとは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、職業介護、短期入所及び地域活動支援センター等とします。

※個別支援型：グループ支援型の利用時間の比率は8：2の利用を基本とします。

(例) 10時間の場合、個別支援型8時間、グループ支援型2時間です。

＜児童の場合＞

	区分1	区分2	区分3
児童	20時間		

※日中一時支援事業の利用者は上表（自宅等）の5割程度とします。

6. 利用者の負担

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯及び中国残留邦人等 支援法の規定による支援給付を受けて いる世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

※事業の定率負担は所帯に応じて上記の2区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担はありません。

○基本単価

個別支援型

利用者負担額表に基づく（定率1割負担、補助有りは利用者負担軽減を設ける。）

＜基本単価及び利用者負担額表 ◎昼間時間帯 平成27年度単価＞ 単位：円

区分	利用時間	基本単価	利用者負担額		利用者負担額 介護有り
			介護無し	基本単価	
～30分		820	80	1,340	130
～1時間		1,550	150	2,690	260
～1時間30分		2,330	230	3,780	370
～2時間		3,050	300	4,860	480
～2時間30分		3,780	370	5,950	590
～3時間		4,500	450	7,040	700
～3時間30分		5,230	520	8,130	810
～4時間		5,950	590	9,220	920
～4時間30分		6,680	660	9,990	990
～5時間		7,400	740	10,770	1,070

以後30分ごとに70円に国の定める居宅介護報酬単価の5割地（10.36）を乗じた額を適用します。

・介護有り、介護無しの判断基準は11ページに記載しています。

・早朝時間帯（午前6時から午前8時まで）、夜間時間帯（午後6時から午後10時）までは25％に相当する額を乗じる。深夜時間帯は50％に相当する額を乗じる。

グループ支援型

グループ支援型は、外出介護員1人が複数人の移動支援を実施するサービスとし、上表の基本単価に乘じた額とする。

1対2	1対3	1対4	1対5または6
70%	60%	50%	40%

・介護有りは行動支援が否になっている場合とする。

・二人介助のサービス提供基準

重篤な介護が必要な者、常に二人体制での介護が必要な者については、基準となる時間までを加算できる支給量とする。

7. 移動支援事業の対象となる外出の範囲

外出の範囲については、基本的に「社会通念上適当であるかどうか」「社会参加の促進のために必要かどうか」という観点から判断し、原則として一日の範囲内で業務を終えることの可能なものが移動支援の対象となります。

(1) 社会生活上必要不可欠な外出

- ① 公的な機関（官公庁や金融機関）における諸手続き
住民票の交付申請手続きの付添い、代筆、金銭の支払いの受け取り等の代行。
※児童の場合 基本的に保護者が行う事務であり移動支援事業の対象となりません。ただし、児童と同席で公的な機関に出向く時等に児童の障害の状況から、保護者のみならず介護人が同行することが必要な場合のみ移動支援事業の対象と認められます。
- ② 短期入所における施設の送迎
緊急性が高く、介護者が不在であることから、介護者に短期入所先までの送迎を強いことは困難であり、緊急性を必要とするものとして認められます。送迎の出発地及び到着地は問いません。施設、学校等から短期入所先への移動支援事業も可能となります。
- ③ 医療機関及びこれに準じるものへの通院
定期的な通院計画を持たない場合、目的は急遽の病状による治療であることから、緊急性を要するものです。突発的な場合又は診療の見込みが立つまでは移動支援事業で認められます。次回から診察があることを予測される場合は居宅介護での対応となります。
※知的障害が主・精神障害が主の定期的な通院は居宅介護での対応となります。
※児童の場合は、原則として移動支援事業の対象となりません。保護者の付き添いなしに医療機関に受診し、治療の説明を受け、治療行為を受けることは想定しておりません。
- ④ 今後の生活において必要な手続きであり、目的達成後に継続性のないもの
学校や施設の見学や利用の手続、入学手続、会社の説明会等は移動支援事業で可です。
※児童の場合、基本的に保護者が児童に代わって行うべき事務であり、児童が単独で行うことが想定されにくいため、対象になりません。
- ⑤ 本人同伴による個人の嗜好による買物（衣類・雑貨・本・CD等）、各種団体の行事や会合等は認められます。
※買物において、食料等等の購入は日常生活に不可欠なことから居宅介護の範囲と考えるとされます。
- ⑥ 地域生活に欠かせないと判断できるもの
地域の自治会、子ども会等行事、祭りへの参加等は認められます。
- ⑦ 社会生活一般で考えられないお付き合いの範囲に入るもの
冠婚葬祭への出席、お見舞い等は認められます。
※原則として児童については認められません。

(2) 余暇活動等社会参加のための外出

① 自己啓発や教養を高めるもの
講演会、展覧会や文化教養講座等の趣味的な要素のものを含め、自分自身の教養を高めたり、見聞を広げることとを目的とするものは認められます。
※学習塾のような定期的かつ長期にわたるものは認められません。

② 体力増強や健康増進を図るもの
トレーニングジムやプール等、施設や器具等を利用して運動することで、健康の維持を図ったり、体力の増強を図るなど、身体を動かすことを目的とするものは認められます。
※スイミングスクールのような定期的かつ長期にわたるものは認められません。

③ 生活の内容・質の充実・向上を高めるもの
外食、レジャー、レクリエーション、映画鑑賞、観劇、カラオケ、コンサート等は認められます。

(3) 地域移行・地域定着支援のための宿泊訓練

身体障がい者が福祉施設等からの地域移行や親元からの自立などのために一人暮らしの体験練習時のヘルパー支援を行う際、移動支援事業での支給決定を行うものとします。ただし、重度訪問介護の支給決定をされた場合を除きます。

① 対象者

移動支援事業の対象となる「全身体障がい者」であって、福祉施設等からの退所や親元からの自立を目指している人。かつ、サービス等利用計画に相談支援専門員による身体障がい者地域移行・地域定着支援の利用が位置づけられている人。

② 支給量

支給量上限：5.5時間（原則、一人につき5.5時間のみの利用とします。）

③ 支給決定方法

対象者からの申請により、1回の体験利用時間ずつ、従来の移動支援支給時間に加え支給決定を行います。体験利用翌月には従来の移動支援支給時間に戻します。

8. 移動支援事業の外出目的として認められないもの

① 夜勤、営業活動等の経済活動に係る外出

外出先にて収入を得ることを目的とする外出は認められません。

（例）講演会で講師をして、謝金を受け取る場合は経済活動に係る外出とみなし、移動支援事業は認められません。

② 通年かつ長期にわたる外出

※通年とは1年を通じて定期的に外出支援が必要、長期とは概ね3か月を超える期間を継続する時とします。

ア. 学校（保育所・幼稚園・特別支援学校・小中高大学）への通学、障がい者施設等への通園は認められません。

イ. 学校に準ずるものとして各種専門学校・職業訓練校、施設に準ずるものとして放課後等デイサービス等・生活介護事業所・就労継続支援事業所等、その他として学習塾やスイミングスクール等週単位・月単位で利用日が定められて利用を行うもので、終了が長期に

わたるものは認められません。

ウ、持病等による定期的な通院として、次回の診察日が明確なもの、容易に計画が立てられるものは認められません。

※定期的な通院は居宅介護における通院介助です。

エ、グループホーム等から施設・金社等への送迎は認められません。

9. 社会通念上、移動支援事業を適用することが適当でない外出

社会通念については、時代に応じて変化するものであるが、現段階で適当ではないと判断できる明確なものについては、対象外となります。

①宗教活動

布教活動や勧誘等の活動は対象外とします。ただし、個人の信仰による参拝であり、他に趣旨がない場合は認められます。また、冠婚葬祭への出席や地域の祭り等への参加や一般的に行われる宗教行事（初詣・お宮まいり・法事・クリスマスイベント等）として共通の認識で行われるものは認められます。

②政治活動

基本的には認められません。ただし、投票の参考にする為の演説会への参加、参政権にかかわる投票所への送迎は認められます。

③公序良俗に反することを目的とする場所

公共の秩序に欠ける場所への移動は対象外となります。

④その他

社会通念上、適当でないと判断される場所への移動は対象外となります。

10. 移動支援事業の外目的として例外に認めるもの

施設・学校の利用で、通常介助をおこなっている保護者が怪我や入院等により、1週間以上にわたって介助が不可能な場合で、緊急性が高い場合と認められる場合に限り、基準上限の範囲内として認められます。ただし、個別給付が優先されます。

例1

Q：学校・施設等のバスに障がい児・者を乗せるために母が付き添っていたが、足を怪我したため2週間動けない場合。

A：認められます。ただし、母の代わりに家族等が付き添うことができるかを考慮します。

例2

Q：学校・施設等のバスに障がい児・者を乗せるために母が付き添っていたが、手を怪我したため治療まで2週間を要し、利用者は多動性が強く、障がい児・者の行動を制御できない場合。

A：認められます。児童の状況に応じて保護者の付き添いが不可能な場合は認められます。この場合は介助者のみの場合でも、保護者と同伴する場合でも構いません。

例3

Q：単親家庭であり、学校・施設等のバスに障がい児・者を乗せるために同居の祖母がつきそっていたが、高齢のため付き添うことが困難になった場合。

A：認められません。付き添う期間が限定されておらず、通年かつ長期になることが見込

まれるため。

例4

Q：介助者である母親が入院しており、退院後の予後も含め、回復に至るまでに約6か月が見込まれる場合。

A：認められます。3か月を越える移動であるものの、一定の期間で終了を見込めることから例外対象として認めます。

11. 児童における移動支援事業の考え方

児童には「保護者が付き添うことができない場合」ということを要件とし、疾病、出産、事故が想定されますが、個別の事情もあることから、その理由について特に限定は設けていません。

保護者がどこまで関わっていくことが通常であるかになり、子育てからくるニーズなのか、障害が起因となって生ずるニーズなのかを考慮し、移動支援事業の対象かの判断を必要とします。移動支援事業は障がいがあるために、障がいのない子どもと比べて、日常生活の外出機会に恵まれていない部分を支援することになります。また、児童の場合は個別支援型のみの利用となります。

○保護者が付き添うことができない場合

障がい児と介護人の2人での移動となります。このことは、障がいのない児童が一人で行動するのと同じです。原則として、未成年である以上、保護者の監督責任が問われるものです。

幼児（1歳から幼稚園まで）原則として、移動支援事業は認められません。

障がいのない児童でも一人で外出することは近隣の公園等に限定される場合が多く、公園までの送迎は可能であり、公園での保護責任を移動支援事業で対応することは困難になります。ただし、短期入所における送迎については緊急度が高いことを考慮し必要な場合は例外として認められます。

小学校低学年

原則として、移動支援事業は認められません。

ただし、短期入所における送迎や子ども会の行事や地域の祭り等、集団の参加であり、通常保護者の付き添いが求められていないものへの参加については利用が認められます。保護者の付き添いが求められている場合に、移動支援事業での介助及び見守りで父母の代理をすることは認められません（単親等により移動手段が確保できない場合はこの限りではありません）。

小学校高学年

保護者の同伴がなく単独で行動することを前提とした移動支援事業は認められませんが、単親等により移動手段が確保できない場合はこの限りではありません。

ただし、数人単位で行動する場合や子ども会の行事や地域の祭り等、集団への参加による場合は認められます。

○保護者が付き添うものの、介護人が必要な場合

・保護者が障がいのある児童1名、障がいのない児童1名を連れて外出する際に、障がいのある児童の介護を十分にできないことから、介護補助してもらおう場合。

・保護者が障がいのある児童1名の外出で、児童が小学校高学年になり体格が大きくなつた上に多動性や他害行為が頻繁にあり、保護者一人で付き添うことが難しい場合。

12. 身体介護を伴う・伴わないの判断基準

移動の介護を行う際に実際の身体介護を行った否かではなく、日常生活にあつて身体介護が必要なものであつて、移動支援のサービス提供時にも当然に身体介護を提供することが想定されるかどうかによつて判断するものとします。

身体介護を伴う場合は、サービス提供の時間内で、食事又は排泄が想定され、食事又は排泄に介護者の支援が必要とする場合をいいます。

身体介護を伴わない場合は、サービス提供の時間内で、食事又は排泄が想定され、食事又は排泄に介護者の支援を必要としない場合又は、食事又は排泄が想定されない場合とします。

ただし、児童の場合は以下の基準になります。

全身性障がい児 身体介護を伴う。

知的障がい児 身体介護を伴わない。

(ただし、次のいずれかに該当する場合は「身体介護を伴う」とします。)

- ・食事、排泄のいずれも全面的に支援が必要である障がい児。
- ・行動障害(自傷、粗暴行為、不安定行動、不適切行動)の項目のうち、いずれかの項目に「全面的に介護」が必要な障がい児。
- ・下肢障害により、屋外の移動においては「常時車いす」を使用している障がい児。

13. 事例の判定 Q & A

Q1: 通学・通所には移動支援事業を利用できないのですか。

A: 移動支援事業は、余暇活動等社会参加のための外出であり、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出は認められません。よつて、通所施設等や保育所及び学校等への送迎は、通年かつ長期にわたる外出に該当するため、利用することはできません。

Q2: 子どもの通学を、いつも保護者がしていたのですが、保護者が入院してしまったので、子どもが通学できません。移動支援事業で通学を手伝ってもらえますか。

A: 利用できます。通常、学校への送迎は通年かつ長期の外出となるため利用できませんが、保護者が入院した場合等は利用することができます。なお、保護者が風邪をひいて迎えにいけない、仕事の都合で迎えにいけないなどの場合は、利用することはできません。

Q3: 施設や学校の行事に参加するときに、移動支援事業を利用して送迎又は行事の付添いをすることは可能ですか。

A: 認められません。施設や学校の行事は、あくまで施設や学校の主催によるものであり、監督責任は施設や学校にあります。学校給食等を受けている時間は施設支援、学校教育の一環であるため移動支援事業は認められません。

Q4: 家族会又は保護者会やPTAが主催する行事に、移動支援事業を利用できますか。

A: 施設や学校が行う行事とは別のものであり、社会参加の一環として認められます。ただし、小学生以下で保護者同伴が必要である場合に、介護人を保護者の代わりとして参加することは認められません。

Q5: 移動支援事業でプールにいく場合、プール利用中の介護も移動支援事業となるのですか。

A: 移動支援事業は、目的地に行くまでの行程における介護が主な目的です。したがつて、目的地において利用者が自ら活動できる場合(この例では「プール内で更衣、遊泳が自らできる」場合)は、移動支援事業として算定されません。ただし、目的地においても、利用者に対して支援が必要な場合は、「自宅～目的地～自宅」の連続した移動支援事業として利用できます。

Q6: 職場や学校からの移動支援事業の利用について、職場や学校からの帰りに移動支援事業を利用して買物等にいくことは可能ですか。

A: 認められません。ただし、遠方へ買物等に出る場合であれば、通勤・通学とは別の移動と考えられるためサービスの利用は認められます。

Q7: 18歳未満の障がい児は、移動支援事業を利用できないのですか。

A：利用できます。ただし、障がい児の移動支援事業は「保護者が付き添えない場合」になります。「保護者が付き添えない場合」の事由として、小学生以下の場合には、病気の等の場合により一定期間介護できない時に限りますが、それ以上の年齢の障がい児については、保護者の事由は問いません。なお、非常に多動な児童や大人並みの体格の児童などのケースについては、小学生以下であっても、個別に検討しますのでこども福祉課にご相談ください。

Q 8：障がい児の移動支援事業は、「保護者が付き添えない場合」となっていますが、保護者一人では病院に連れて行くことができない場合も利用できないのですか。

A：障害児に医療的ケア等の常に保護者が付き添わなければならない状態で、しかも保護者一人では連れて行くことが困難な状態（常時車いすを利用しており移動の道中にかえなければならない等）であれば利用できます。

Q 9：家族が不在なので、幼児・学齢児を遊びに連れて行ってほしい。

A：認められません。障害を持つことに起因している支援ではなく、障害の有無にかかわらず子育てからくるニーズと判断します。

Q 10：家族の送迎、家族が運転する車で、利用者と介護人を乗せて、外出先との送迎を行ってよろしいか。

A：認められません。ただし、介護人が運転する場合は、運転中に介護が行えないので運転中の時間は認められません。

Q 11：家族が運転する車で目的地に行き、介護人と待ち合わせをすることは可能ですか。

A：認められます。移動支援事業の出発地は自宅と限定されているものではないので、目的地での移動支援事業が必要な場合に、現地で介護人と待ち合わせて、目的地で移動介護を行うことは認められます。ただし、目的地で移動の介護が必要でなく、支援が単に見守る行為のみである場合は、認められません。

Q 12：日中一時支援事業を利用しています。移動支援事業の利用もできますか。

A：利用できます。ただし、移動支援事業での利用上限が締約されます。

Q 13：通勤、営業活動についてですが、講演会の講師として出席するので、移動支援事業を利用できますか。

A：講師として謝礼がある場合は、有給の仕事であるとみなされ、営業活動の一環となるため認められません。ただし、無償の場合は単に参加となるため認められます。

Q 14：無償の法人（法人格を有し営利・非営利を問わない）役員であるが、事務所にいくために移動支援事業を利用できますか。

A：認められません。無償であっても勤務であることに変わりなく、会社・団体等が社会

活動や経済活動を行う一翼を担っており、通年かつ長期にわたるため認められません。ただし、非常勤であり、通年かつ長期にわたらない場合は勤務状況により認められる場合もあります。

Q 15：内部障がい者は、移動支援事業を利用できないのですか。

A：身体障がい者で移動介護を利用できるのは、「全身体障がい者」であり、内部障がい者は対象とならないため、利用することはできません。

Q 16：短期入所の行き帰り、また、短期入所中の外出において移動支援事業が利用できますか。

A：短期入所事業においては、基本的には送迎は短期入所事業者の業務となります。しかし、短期入所事業者が送迎をしない場合は、移動支援事業が認められる場合があります。ただし、短期入所中の外出における移動支援事業は利用できません。

Q 17：施設や学校からの帰りに短期入所先までの送迎に利用できますか。

A：短期入所の理由が一時的な介護人の不在の状況にある場合は認められます。

Q 18：移動支援事業（個別支援型）は、30分でも利用することができるとは、30分以上とします。

A：30分でも利用することができます。ただし、グループ支援型は1時間以上とします。

Q 19：地域移行・地域定着支援のための宿泊訓練の上限支給量はどのように算出されていますか。

A：1泊につき、夜間、就寝するまでの介護6時間＋深夜帯3時間（1時間×3回）＋起床後、外出するまでの介護2時間の合計11時間を5泊分体験するものと想定しています。支給量上限の計算根拠は、1泊2日の体験を1回、2泊3日の体験を2回の年間計3回（5泊）の体験を想定したものです。対象者の障害状況等により、55時間の範囲内であれば回数は問わないものとします。また、支給量上限を超えて利用する必要がある場合は個別に検討を行います。

1. 調査の目的・意義	本調査は、地域の産業振興と観光客の満足度を向上させることを目的とする。
2. 調査の範囲・対象	調査対象は、本調査地域に在住する観光客と地元住民である。
3. 調査の方法・手段	調査方法は、アンケート調査とインタビュー調査の2種類を用いる。
4. 調査のスケジュール	調査期間は、2023年10月1日から2023年12月31日までとする。
5. 調査の結果・結論	調査の結果、観光客の満足度は高く、地元住民の意識向上が確認された。
6. 調査の今後の展望	今後の調査では、より詳細なデータ収集と分析を行う予定である。

1. 調査の目的・意義	本調査は、地域の産業振興と観光客の満足度を向上させることを目的とする。
2. 調査の範囲・対象	調査対象は、本調査地域に在住する観光客と地元住民である。
3. 調査の方法・手段	調査方法は、アンケート調査とインタビュー調査の2種類を用いる。
4. 調査のスケジュール	調査期間は、2023年10月1日から2023年12月31日までとする。
5. 調査の結果・結論	調査の結果、観光客の満足度は高く、地元住民の意識向上が確認された。
6. 調査の今後の展望	今後の調査では、より詳細なデータ収集と分析を行う予定である。